

掲載内容

第1章 総論

第2章 不動産契約

- 土地建物売買契約書
- 建物賃貸借契約書
- 事業用定期借地権設定契約書
- 一時使用建物賃貸借契約書
- 定期建物賃貸借契約書

第3章 商取引契約

- 継続的売買契約書
- 販売店契約書
- 販売代理店契約書
- 業務提携契約書
- OEM契約書
- フランチャイズ契約書

第4章 委託・請負契約

- システム開発委託契約書
- 製造委託契約書
- コンサルタント契約書
- 運送委託契約書

第5章 知的財産権・ライセンス契約

- 特許ライセンス契約書
- ノウハウライセンス契約書
- ソフトウェアライセンス契約書
- 商標ライセンス契約書
- 特許権譲渡契約書
- 職務発明契約書
- 商品化許諾契約書

第6章 金銭貸借・担保契約

- 金銭消費貸借兼抵当権設定契約書
- 準消費貸借契約書
- 貸金等根保証契約書
- 保証委託契約書
- 動産譲渡担保設定契約書
- 債権譲渡担保設定契約書
- 仮登記担保設定契約書
- 債権譲渡契約書

第7章 会社運営に関する契約

- 株式譲渡契約書
- 新設合併契約書
- 吸収合併契約書
- 株式交換契約書
- 吸収分割契約書

第8章 人事労務契約

- 労働(雇用)契約書
- 限定正社員労働(雇用)契約書
- 再雇用規程

第9章 身分・相続等に関する契約

- 離婚協議書
- 遺産分割協議書

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録(有料)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

リスク対応

契約書チェックの手引

編集 契約リスク管理実務研究会

【代表】松田 純一(弁護士)

隙のない契約書作成を
強力サポート!!

◆契約書に内在する「リスク」がわかる!

各種契約書について、契約の交渉・契約の履行・契約関係の終了などの場面で起こりうるリスクを洗い出し、条項ごとに示しています。

◆「リスク回避」の観点から詳細に解説!

各リスクを回避するための方策について、「どのような条項を盛り込むべきか」という点を中心に詳しく解説しています。

◆条項のバリエーションが満載!

様々な契約条件の違いにも対応できるように、条項の【変更例】を随所に掲載しています。

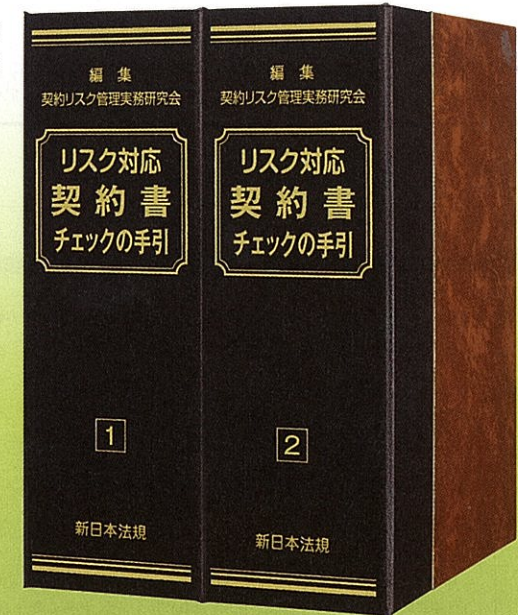
追録購読者
特典

無料で弊社WEBサイトから登載書式のデータをダウンロードできます。また、電子書籍版を利用できます。

加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁1,862頁
定価13,200円(本体12,000円)送料1,170円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)



内容見本

(B5判縮小)

委託・請負契約 製造委託契約書

製造委託契約書

製造委託契約とは、委託者（注文者）が物品の材料等を受託者（受注者）に自社の仕様によって製品の製造又は加工を発注し、相手方がこの注文に応じ、このように、委託者が物品の材料等を自ら供給することから、契約当事者に定めがない場合、製造・加工された物品の所有権は原始的に委託者に帰属されています。

本契約と対比される、制作物供給契約とは、注文者が相手方に対して機械類の製作、あるいは洋服・靴の製造等といった物の製作を発注し、相手方が、専ら、又は主として自己の給する材料により、物を製作してこれに引き渡し、注文者は相手方にその報酬を支払う契約をいいます。このため、託契約と異なり、通常、物品の所有権は原始的には受注者に帰属します。

◆トラブルの主な要因

製造委託契約において想定されるトラブルの類型としては、以下の要因があります。

まず、製造を委託した物品の仕様が不明確で、委託者が製造を委託した物品が実際に製作した物品にそごが生じた場合です。このため、契約書を作成するには、まず、製造を委託する物品の仕様をできる限り具体的に特定しておく必要があります。また、長期にわたる契約では契約品の仕様が変更される場合も考え、変更手続についても詳細に定めておくべきでしょう。また、検収基準を定め、品質管理にも十分配慮しておく必要があります。

次に、製造委託は委託者の情報やノウハウを受託者に公開して契約品を製らうことになるため、委託者が上記情報を不正に使用されてしまう場合があるため、秘密情報の取扱いについても、契約書に具体的に定めておく必要

委託・請負契約 製造委託契約書

基本例

委託者（甲）が、物品の材料等を供給の上、物品の製造、製造した物品の保管、及び輸送する業務を受託者（乙）に委託するケース

製造委託契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と△△株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の製品の製造委託等に関し、次のとおり契約する。

第1条（目的）

甲は、乙に対して、本契約書別紙〔略〕に記載されている製品（以下「本件製品」という。）の製造、加工、それに伴う保管、出荷の業務（以下「本件委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（仕様）

甲は乙に対して、本件製品に関する仕様書及び図面（以下「本件仕様書等」という。）を提供し、乙は、これに基づいて本件製品を製造する。

第3条（原材料等の支給）

- 1 甲は、乙に対して、乙が本件委託業務を遂行するのに必要な原材料等を支給する。
- 2 乙は、必要とする原材料等の数量を、毎月〇日までに書面によって甲に対して通知し、甲は、この書面の受領後〇日以内に、要求された原材料等を乙に引き渡さなければならない。
- 3 乙は、甲から原材料等の引渡しを受けたときには、甲に対して受領証を交付する。
- 4 乙は、支給された原材料等について直ちに検査を行い、不足あるいは瑕疵等が存在する場合には、甲に通知するものとし、甲は乙か

リスク1
仕様内容に関する認識のずれ

リスク2
支給品の取扱いに関する認識のずれ

委託・請負契約 製造委託契約書

リスク1 仕様内容に関する認識のずれ

製造を委託した物品の仕様が不明確な場合、委託者が意図した物品と、実際に製された物品にそごが生じるという事態に陥りかねません。

そこで、当事者間で準拠すべき仕様書等を特定することが重要です。

【基本例】 契約締結時に仕様内容が確定している場合

第2条（仕様）

甲は乙に対して、本件製品に関する仕様書及び図面（以下「本件仕様書等」という。）を提供し、乙は、これに基づいて本件製品を製造する。

【変更例】 時間的制約により、契約締結時に仕様内容を確定できない場合

第〇条（仕様）

本件製品に関する仕様の詳細については、甲乙別途協議の上、平成〇年〇月〇日までに、書面をもって決定するものとする。

<解説>

(1) 仕様内容の明確化

仕様に関する認識にそごが生じることのないように、【基本例】のように、契約締結時点において、仕様書や図面などを交付し、具体的に仕様内容を特定させることが望まれます。サンプルなどを交付する場合であっても、そのサンプルが参考度のものなのか、全く同一のものを作成する必要があるのか等、サンプルの取扱について明確に定めておく必要があります。

(2) 時間的制約により、契約締結時に仕様内容を確定できない場合

時間的な制約から契約段階において詳細を確定できず、製品の概要の

委託・請負契約 製造委託契約書

リスク2 支給品の取扱いに関する認識のずれ

支給品の取扱いについては、委託者側と受託者側の利害の対立が生じることがあります。このため、取引内容に即して、契約条項を策定することが大切です。

【基本例】 原材料等支給品の取扱いについて詳細に定めた場合

第3条（原材料等の支給）

- 1 甲は、乙に対して、乙が本件委託業務を遂行するのに必要な原材料等を毎月〇日までに書面によって甲に通知し、甲は、この書面の受領後〇日以内に、要求された原材料等を乙に引き渡さなければならない。
- 2 乙は、甲から原材料等の引渡しを受けたときには、甲に対して受領証を交付する。
- 3 乙は、甲から支給された原材料等について善良なる管理者の注意義務を怠らな
- 4 乙は、支給された原材料等について直ちに検査を行い、不足あるいは瑕疵等が存在する場合には、甲に通知するものとし、甲は乙か
- 5 乙は、甲から支給された原材料等について善良なる管理者の注意義務を怠らな
- 6 乙が保管する原材料等及び本件製品（製造中の仕掛品を含む。）が滅失または毀損したときは、甲は直ちに、甲に対し、その状況を通知し、甲の指示に従うものとし、お、同滅失・毀損が乙の責めに帰すべき事由に基づく場合、乙は、直ちに損害を賠償しなければならない。

【変更例】 比較的単純な取引の場合

第〇条（原材料等の支給）

- 1 甲は、乙に対して、乙が本件委託業務を遂行するのに必要な原材料等を毎月〇日までに書面によって甲に通知し、甲は、この書面の受領後〇日以内に、要求された原材料等を乙に引き渡さなければならない。
- 2 乙は、甲から支給された原材料等について善良なる管理者の注意義務を怠らな

知的財産権・ライセンス契約 商標ライセンス契約書

商標ライセンス契約書

商標ライセンス契約とは、商標権の実施・利用・使用に関する契約です。法的な位置付けでいえば、売買契約や賃貸借契約のような民法上の典型契約ではなく、無名契約という位置付けになります。

商標ライセンス契約は、商標権を持つライセンサーが、相手方のライセンスイとして、商標権のライセンスの対象について、一定の対価の支払を受けることによりライセンスを許諾するという合意するものです。

◆トラブルの主な要因

商標ライセンス契約については、ライセンサーとライセンスイの間で対価をどう定めるのかといったビジネス上の利益配分の問題はもちろん、第三者間で権利侵害が問題となった場合にリスクをどう分担するのかというところも大問題となり得ます。

◆契約交渉時の留意点

一般的な契約交渉と同じく、自らの利益を最大化することを念頭に置いて契約に当たることはもちろんですが、一方的に自己に有利な条件を主張するだけでは者間の信頼を構築することは難しく、契約成立に至らなかったり、契約成立に至っても継続的関係の中でトラブルに発展したりすることがあります。例えば、対価を定めるに当たっては、できるだけ客観的基準に沿って合意地点を定めていくなど、相互に合理的な姿勢をもって交渉に当たることが求められます。

◆印紙税について

本項目の商標ライセンス契約書は印紙税の課税文書に該当しませんので、印紙税の支払は不要です。

知的財産権・ライセンス契約 商標ライセンス契約書

基本例

商標権を有するライセンサー（甲）が、ライセンスイ（乙）に対して、商標権の通常使用権を許諾するケース

商標ライセンス契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と△△株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、商標使用許諾契約を締結する。

第1条（使用許諾）

- 1 本契約でいう「本件商標」とは、甲の有する別紙〔略〕記載の商標をいう。
- 2 甲は乙に対して、本件商標につき、乙により製造され、本件商標を付して販売される別紙〔略〕記載の製品（以下「本件製品」という。）を日本国内において製造、販売する通常使用権を許諾する。

第2条（登録）

乙は、前条により許諾された通常使用権を、自己の費用で登録することができるものとし、甲は、乙の請求により、登録に必要な書類を乙に提供する。

第3条（再使用権許諾の禁止）

乙は、甲の書面による承諾なしに、第三者に対して再使用権を許諾してはならない。

第4条（商標権の維持）

甲は、本契約の有効期間中、本件商標を維持するものとする。

第5条（対価）

乙は、第1条に基づく使用許諾の対価として、本契約の有効期間中に製造、販売した本件製品につき、その正味販売価格の〇%の使用料を甲に支払うものとする。

リスク1
①ライセンスの内容についての認識のずれ
②独占的通常使用権への誤解

リスク2
①サブライセンスの可否に対する認識のずれ
②製造委託の可否に対する認識のずれ

リスク3
ロイヤルティの決め方による販売量リスクの分担（最低使用料の設定）

リスク対応 契約書チェックの手引

知的財産権・ライセンス契約 商標ライセンス契約書

リスク1 ①ライセンスの内容についての認識のずれ ②独占的通常使用権への誤解

ライセンスの内容として、商標法の定める専用使用権（商標30）及び通常使用権（商標31）があるほか、当事者間で定める独占的通常使用権があり、それぞれの違いを正確に把握する必要があります。

【基本例】 通常使用権を許諾する場合

第1条（使用許諾）

- 1 本契約でいう「本件商標」とは、甲の有する別紙〔略〕記載の商標をいう。
- 2 甲は乙に対して、本件商標につき、乙により製造され、本件商標を付して販売される別紙〔略〕記載の製品（以下「本件製品」という。）を日本国内において製造、販売する通常使用権を許諾する。

【変更例1】 専用使用権を設定する場合

第〇条（使用許諾）

- 1 本契約でいう「本件商標」とは、甲の有する別紙〔略〕記載の商標をいう。
- 2 甲は乙に対して、本件商標につき、乙により製造され、本件商標を付して販売される別紙〔略〕記載の製品（以下「本件製品」という。）を日本国内において製造、販売する専用使用権を許諾する。

【変更例2】 独占的通常使用権を許諾する場合

第〇条（使用許諾）

- 1 本契約でいう「本件商標」とは、甲の有する別紙〔略〕記載の商標をいう。
- 2 甲は乙に対して、本件商標につき、乙により製造され、本件商標を付して販売される別紙〔略〕記載の製品（以下「本件製品」という。）を日本国内において製造、販売する独占的通常使用権を許諾する。

金銭貸借・担保契約 債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約とは、第三者に対して有する債権を、その同一性を保ちながら譲渡する契約のことをいいます。現代の取引において、債権譲渡は、債権回収手段や換価・担保手段、資金調達手段として、広く利用されています。

◆トラブルの主な要因

譲渡債権の範囲につき、譲渡人・譲受人間で認識にそごがあると、債務者が誰に弁済すればよいか分からなくなるなど、トラブルの原因となるおそれがあります。また、譲渡債権に同時履行の抗弁、相殺、債務の免除といった抗弁事由があると、譲受人が譲渡債権を回収することができないおそれがあります。

◆契約交渉時の留意点

債権の譲受人としては、契約を締結する前に、譲渡債権に同時履行の抗弁、相殺、債務の免除といった抗弁事由があるか否か、及びその抗弁事由の内容を十分に把握する必要があります。また、債務者の資力の問題がないかについても、十分に検討する必要があります。他方、債権の譲渡人としては、担保責任を限定する方向で交渉を進めるべきでしょう。

◆印紙税について

債権譲渡契約書は、印紙税法別表第1で定める第15号文書（債権譲渡又は債務引受に関する契約書）に該当しますので、200円の印紙の貼付が必要となります。